

機関番号：32612

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2008～2010

課題番号：20330016

研究課題名（和文） 民事訴訟手続による集合的権利保護制度の立法論的研究

研究課題名（英文） Study for Perspective of Law Reform on Collective Redress by way of Civil Litigation

研究代表者

三木 浩一（MIKI KOUICHI）

慶應義塾大学・法務研究科・教授

研究者番号：20199970

研究成果の概要（和文）：現在、北米、南米、欧州などの諸国において既に立法化が実現している消費者保護を目的とする集合的権利保護訴訟は、オプトイン型、オプトアウト型、併用型、二段階型の4つに大別することができる。われわれの分析によれば、それぞれが異なる長所と短所を有し、既存の日本法との整合性も区々である。従って、これらを考慮しながら日本における新たな制度設計を考えていく必要がある。

研究成果の概要（英文）：Collective redress actions for the purpose of consumer protection that have already come into force as national legislation in North American, South American and European countries can be categorized in 4 types, namely, opt-in type, opt-out type, combined type and two-step type. In accordance with our analysis, each type has advantages and disadvantages and each type has different consistency with Japanese legal system in existence. Therefore, the legislative design in Japan must consider these factors.

交付決定額

（金額単位：円）

|        | 直接経費       | 間接経費      | 合計         |
|--------|------------|-----------|------------|
| 2008年度 | 5,400,000  | 1,620,000 | 7,020,000  |
| 2009年度 | 5,600,000  | 1,680,000 | 7,280,000  |
| 2010年度 | 3,400,000  | 1,020,000 | 4,420,000  |
| 年度     |            |           |            |
| 年度     |            |           |            |
| 総計     | 14,400,000 | 4,320,000 | 18,720,000 |

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：クラスアクション・団体訴訟

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 伝統的な司法制度は、当事者が自己の権利を実現するために自ら訴えを提起する個人訴訟を前提に構築されている。しかし、消費者被害事件を典型とする少額多数被害の案件や、環境被害事件を典型とする被害者特定が困難な拡散的権利の侵害にかかる案件などでは、旧来型の個人訴訟による権利救済は考えにくい。そこには、伝統的な司法制度のエア

ポケットが存在する。こうした問題に対処するために、アメリカではクラスアクションの制度が存在し、大陸法諸国では団体訴訟制度が普及している。わが国においても、平成18年の消費者契約法改正によって初めて消費者団体訴訟制度が導入され、平成20年には景品表示法や特定商取引法にその範囲が拡張された。

(2) しかし、消費者団体訴訟制度は、将来の被害予防を目的とする差止請求訴訟が認めら

れているに止まり、過去の被害を救済するために損害賠償を求める集合的権利保護訴訟は認められていない。そのため、消費者契約法改正時における国会の附帯決議において、改正時から5年後を目処として、損害賠償請求に関する集合訴訟の導入を検討することが求められた。また、平成19年7月12日にOECD理事会が採択した「消費者の紛争解決及び救済に関するOECD勧告」においても、消費者被害事件における集合的損害賠償請求訴訟制度の構築が加盟各国に求められ、さらに5年後における報告義務が課された。

(3) こうした内外の動きを受けて、当時の内閣府国民生活局では、新たな集合訴訟制度の創設に向けて検討が始まっており、近い将来において立法作業が進行することは、ほぼ確実な状況にあった。また、手続法や実体法の学界においても、集合的権利保護訴訟制度に対する理論的な関心が急速に高まりつつあった。しかし、研究開始当時におけるわが国では、この問題に関する研究はほとんど行われておらず、諸外国の新たな立法動向に関する調査もほとんどない状況にある。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究における直接的かつ第一次的な目的は、民事手続法の分野における今世紀の最重要課題のひとつとされる集合的権利保護訴訟について、諸外国における集合的権利保護訴訟の導入に向けた最近の取り組み、とりわけヨーロッパ、南米、カナダ、オーストラリアなどにおけるアメリカ型クラスアクションの部分的移植または改変的移植に向けた立法およびその運用の実態を調査し、わが国の民事司法制度と社会経済事情にふさわしい集合的権利保護訴訟のあるべき姿を模索し、近い将来に予想される消費者団体訴訟制度の抜本的な改正作業に向けて積極的な立法提言を行うことである。

(2) しかし、本研究の究極の目的は、上記に尽きるものではない。ヨーロッパに起源を有する団体訴訟制度は大陸型の訴訟理論を基礎とするが、アメリカで発展を遂げたクラスアクションは英米法に固有のエクイティに基礎を有する。上記の目的を達するには、団体訴訟制度とクラスアクション制度の整合的な架橋または有機的な融合を志向せざるを得ないが、それは同時に、大陸型訴訟理論と英米型訴訟理論の架橋ないし融合を模索するチャレンジな取り組みでもある。従って、本研究の二次的な目的は、こうした意味での民事訴訟法理論の体系的な再構築を目指す試みを包含する。

## 3. 研究の方法

(1) 何らかの形で集合的権利保護訴訟制度を有している国々を対象として、制度構築において検討した課題、制度の比較法的な特徴、制度運用の実態、運用実績から見えた課題などにつき、活字文献、公開資料、インターネット上の情報などを用いて文字情報を中心とした調査を行い、その結果を踏まえて、当該国における立法を担当した官庁、裁判所、弁護士事務所、学者、消費者団体、経済団体などを対象とする聴き取り方式による現地調査を行った。現地調査に際しては、事前に調査項目を仕分け、現地における訪問先を選定してアポイントメントを取り、質問状を書面で送付して、現地調査が効率的に行えるようにした。

(2) 調査の対象国は、平成20年度は、アメリカ(ペアレンス・パトリー訴訟を中心とする調査)、カナダ(ケベック州)、オランダ、デンマークであった。平成21年度は、イギリス、イタリアの調査を行った。また、同年9月に発足した消費者庁と共同研究体制を構築し、それまでに収集した資料や分析結果を提供して同庁が実施した海外調査を理論的にサポートするとともに、メンバーの数名が同庁実施の現地調査に同行して、ブラジル、フランス、ドイツ、スウェーデン、ノルウェーの調査を行った。最終年である平成22年度は、アメリカ(クラスアクションを中心とする調査)、カナダ(プリティッシュ・コロンビア州)、オーストラリアの調査を行った。また、消費者庁と共同でポルトガル調査を行った。

(3) 現地調査の実施後、担当者が調査結果を整理して文書化し、それを基に国別に国内会合を定期的に関き、文献等調査の結果と現地調査の結果を総合して、比較法的な分析を行うとともに、日本の国内法制との整合性を検討して、将来の立法の指針を取りまとめる作業を行った。

## 4. 研究成果

(1) 集合的権利保護訴訟制度に関する立法は、オプトイン型、オプトアウト型、併用型、二段階型という4つの基本類型に分類することができる。オプトイン型は、代表原告が個別権利者からの授権を受けることを要する方式であり、訴訟理論的には任意的訴訟担当の構成による。オプトアウト型は、個別権利者からの授権を受けることを要しない方式であり、代表原告は、法定要件および手続要件を満たせば、当然に集合的権利保護訴訟の当事者として、個別の権利者たちを代表して訴訟を行うことができる。判決や和解の効果を受けることを望まない個別権利者は、自らの意思で集合的権利保護訴訟から離脱することができる。併用型は、個別権利者の請求価額が

低い事件ではオプトアウト型を認めるが、それ以外はオプトイン型でなければならないとするなど、オプトイン型とオプトアウト型を組み合わせた方式である。二段階型は、被告の責任などの共通争点を第一段階、個別権利者の損害などの個別争点を第二段階とし、前者のみを集会的権利保護訴訟として、後者は個別訴訟に委ねるなど、共通争点と個別争点とでそれぞれ別個の手続を用意する方式である。

(2) オプトイン型は、代表原告に対して積極的に授権行為を行った個別権利者のみが、その集会的権利保護訴訟の判決や和解などの効力を受ける。こうした仕組みは、伝統的な主観的権利や個別訴訟の原則と背馳せず、執行制度を含めた既存の法制度との整合性も得やすい。また、個別権利者自身による処分行為を伴うので、オプトアウト型と比べて個別権利者の手続保障に厚い。さらに、個別権利者ごとの具体的なオプトイン行為があることによって、判決効が及ぶ者の主観的範囲を明確に特定することができる。他方において、共同訴訟で共通の代理人を選任する場合と大差なく、集会的権利保護訴訟としてのメリットが少ない。また、消費者訴訟や少額請求の訴訟では、一般にオプトインの手続をとる者は少ないとみられるので、被害救済の実効性に乏しい。

(3) オプトアウト型は、被害者または権利者の糾合を容易にし、権利の実現または被害の救済を徹底することができる可能性を秘めている。特に被害の規模が大きい場合は、高い割合における被害救済を図ることが期待できる。その結果として、将来における違法行為の抑止についても大きな効果を持ち得ることもなる。他方において、以下のような問題がある。オプトアウト型は、個別権利者からの授権がないにもかかわらず、個別権利者の権利を処分することになるので、オプトアウト型でなければ救済が不可能な事件だけを厳しく選別する必要があり、その結果として対象事件の範囲は限定される。また、個別権利者が手続からオプトアウトする権利を保障するために、集会的権利保護訴訟が係属していることを漏れなく告知する必要があり、代表原告にとって大きな負担となる。また、マスメディア等に公告を掲載する費用はしばしば膨大となり、訴訟を提起する際の高いハードルとなる。さらに、個別権利者の具体的な特定、被告の違法行為と個別権利者の損害との因果関係の認定、個別権利者の損害の発生および損害額の算定などを行うことなく、被告の責任を総額で認定するいわゆる総額賠償判

決を行うことには、理論的にも実務的にも問題がある。

(4) 併用型は、伝統的な制度との乖離が相対的に小さいという長所がある。また、オプトアウト型の対象を少額事件に限る制度を採用する場合には、個別権利者の手続保障に関する問題性は相対的に低下する。制度構成によっては、オプトアウト型とオプトイン型のメリットを統合できる可能性も指摘される。しかし、他方において、以下のような問題がある。まず、オプトイン型とオプトアウト型の使い分けの基準設定が困難である。すでに併用型を採用しているノルウェーとデンマークの制度では、いずれもオプトアウト型を少額の事件に限定するが、訴訟物の価額がどの程度であれば少額といえるかの具体的な基準は法定されておらず、裁判所の広範な裁量に委ねられている。また、少額を具体的に法定する場合には、基準額をわずかでも超えればオプトアウト型が利用できなくなるのは不合理ではないのか、債権を少額に分けて分割譲渡すれば高額債権でもオプトアウト型の対象となってしまうのではないかなどの問題を生じる。

(5) 二段階型は、第一段階で代表原告が敗訴してもその判決は個別権利者を拘束しないので、個別権利者の手続保障を害するおそれは基本的にはない。また、第一段階はあくまでも責任の確定を主眼とするので、巨額の賠償請求を提起して加害者企業を和解に追い込むといった濫用的な利用は、基本的には想定できない。個別の賠償請求は、個々の権利者が自ら行うことになるので、賠償金の分配の問題も回避することができる。他方、次のような課題もある。二段階型では、第一段階の訴訟で原告が勝訴した場合には、第二段階の訴訟を提起した個別権利者は、第一段階における原告勝訴の判決を自己に有利に援用することができるが、こうした判決効における片面性を認めることは、被告の地位の保障について疑義が生じうる。

(6) このように、集会的権利保護訴訟制度には多様な選択肢が考えられるが、それぞれが一定の長所と短所を有するので、日本における新しい集会的権利保護訴訟制度の構築に際しては、これら異なる制度類型の利害得失を踏まえ、さらに日本の既存の法制度や国情との整合性を考慮した上で、最も効果的で使いやすい制度を選択する必要がある。

##### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計12件)

山本和彦、フランスにおける消費者集団訴訟制度の概要(下) NBL、査読有、943号、2010、19-27

山本和彦、フランスにおける消費者集団訴訟制度の概要(上) NBL、査読有、942号、2010、22-29

集会的権利保護訴訟研究会(代表:三木浩一)集会的権利保護訴訟における各種制度の比較検討(下) NBL、査読有、933号、2010、52-57

集会的権利保護訴訟研究会(代表:三木浩一)集会的権利保護訴訟における各種制度の比較検討(上) NBL、査読有、932号、2010、13-18

上原敏夫、デンマークにおけるクラスアクション(集団訴訟制度)の概要、NBL、査読有、917号、2009、72-82

三木浩一、ノルウェーにおけるクラスアクション(集団訴訟制度)の概要(下) NBL、査読有、916号、2009、51-57

三木浩一、ノルウェーにおけるクラスアクション(集団訴訟制度)の概要(上) NBL、査読有、915号、2009、46-54

長谷部由起子、オランダの集会的和解制度の概要(下) NBL、査読有、914号、54-62

長谷部由起子、オランダの集会的和解制度の概要(上) NBL、査読有、913号、71-75

大村雅彦、カナダ(オンタリオ州)のクラスアクション制度の概要(下) NBL、査読有、912号、2009、82-92

大村雅彦、カナダ(オンタリオ州)のクラスアクション制度の概要(上) NBL、査読有、911号、2009、34-42

三木浩一、今注目される「集会的権利保護訴訟」とは何か、NBL、査読有、911号、2009、21-31

〔図書〕(計1件)

三木浩一、「アメリカ合衆国連邦取引委員会(FTC)による消費者保護のための公益的な民事訴訟の概要-わが国における新たな消費者保護訴訟制度の構築に向けて-」、伊藤真ほか編、『民事手続法学の新たな地平』、2009、493-512、有斐閣

6. 研究組織

(1)研究代表者

三木 浩一(MIKI KOUICHI)  
慶應義塾大学・法務研究科・教授

研究者番号:20199970

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

上原 敏夫(UEHARA TOSHIO)  
明治大学・法務研究科・教授  
研究者番号:30114937

長谷部 由起子(HASEBE YUKIKO)  
学習院大学・法務研究科・教授  
研究者番号:40159637

大村 雅彦(OMURA MASAHIKO)  
中央大学・法務研究科・教授  
研究者番号:90129958

高田 昌宏(TAKADA MASAHIRO)  
大阪市立大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授  
研究者番号:50171450

山本 和彦(YAMAMOTO KAZUHIKO)  
一橋大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授  
研究者番号:40174784